

象徴天皇制の君主制形態をめぐる研究整理と一考察

- 国法学的方法論と「君主制の歴史的・社会的機能」論の視角から -

茶 谷 誠 一

はじめに

明治憲法から日本国憲法へと国制史上における大転換を遂げた点につき、歴史学、政治学、社会学をはじめ、社会科学系のあらゆる分野において、研究が重ねられてきた。象徴天皇制の成立過程を分析した歴史学系の先行研究を調査、整理するなかで気づいたことは、似たような分析視角から題材に切り込んでいるにもかかわらず、新旧の憲法体制、政治体制を示す用語に統一性がみられないという点である。

具体的には、新憲法制定時の国会議論やメディアでも取りあげられた、「国体は変わったのか」という古いテーマに帰着するのだが¹、象徴天皇制の成立過程を分析した先行研究では、象徴天皇制が明治憲法からどう変化し、どう変化しなかったのかという点や、君主（天皇）の持つ政治的権能の有無や政治的影響力の強弱を説明する際、比較のための君主制形態を示す語句や定義が明確でないのである。すなわち、いわゆる「立憲君主」から「象徴天皇」への移行過程において、実態としての天皇（この場合は昭和天皇）個人のもつ政治権力がどう変化したのかという分析視角を用いた場合、「立憲君主」と「象徴天皇」という君主制形態を適当な用語で表現しなければならず、その語句や定義が各研究によって異なっており、しかも、それぞれの研究内で、先行研究を論理的に整理したものが少ないように見受けられる。

本稿では、新旧両憲法の比較検討をおこなった代表的な先行研究のなかから、君主制形態を表した用語やその定義などについて取りあげ、それらが国法学的方法論のどの国家形態に分類されるのかという点を整理していきたい。つぎに、国法学的方法論の範疇に属さない、君主制のもつ「歴史的・社会的機能」の視角にも着目しながら、象徴天皇制下の君主の役割をめぐる当事者間の認識について、若干の考察を試みる。つまり、象徴天皇制研究をめぐる研究整理とともに、整理させた論理から実証的分析をおこなうことを本稿の課題とする。

戦前と戦後の天皇制を比較するには、国家形態論による君主制分類から説明するのが分かりやすく、すでに、新憲法制定の過程においても、政府内部や議会、在野のマスコミ、学会などで議論されてきた。しかし、当時から、国家形態論にもとづく君主制の類型比較に意義があるのかどうか、また、ゲオルグ・イエリネック（Georg Jellinek）に代表される、ドイツ国法学流国家形態論の君

主制と共和制の区分自体、現代の国家事情から、適当な視角なのかといった疑問の声もあがっていた。すなわち、第二次世界大戦後、「君主の権限がほとんど形骸化し、したがって、君主制がほとんど共和制化してしまった今日においてはかかる分類はもはやほとんど意味がない」²といった思考である。そもそも、君主制を類型化する際、何をメルクマールとするかにより、その様相は異なってくるのであり、あらわれている君主制の実態を網羅的に表現し、分類する作業は極めて困難である³。

国家形態論による君主制分類とその比較という視角への問題点に対し、二つの克服法が示されてきた。一つは、ドイツ国法学流の国家形態論の欠点を認識しつつ、「複雑で混乱せる知識を整理しこれに統一を与える」⁴べく、あくまで君主制と共和制の概念区分を明確にし、君主制形態の分類を精緻化させることで、「議会主義的君主制」に属する君主制をより細分化する方法である。いま一つは、国権の源泉者の数を国家形態のメルクマールとするドイツ国法学の方法論とは別に、「君主制の歴史的・政治的・社会心理的考察」⁵も含めて検討していく方法論である。

本稿でも、この二つの方法論に留意しながら、象徴天皇制をめぐる研究整理をおこなっていく。まず、国法学的方法論にもとづく国家形態の分類にこだわる理由として、日本国憲法は、「象徴天皇」の地位をめぐる解釈論をさておき、国民主権を明記している点において、国制上、「共和制」の国家を規定しているからである。君主制と共和制を区別せずに、「議会主義的君主制」⁶という範疇から君主制比較をおこなうと、今日における君主制は、ほぼ全てこの形態に属してしまい、また、日英の君主制を比較しても、両国とも「議会主義的君主制」に属し、その相違点が曖昧になってしまう。

さらに、国家形態論による君主制分類を明確にしなければ、憲法改正や天皇制処理問題において登場する各政治勢力、天皇、宮内官僚、日本政府、GHQ (GS) らの君主観の相違が目立たなくなってしまう。これらの政治勢力は、総じて「議会主義的君主制」の採用を受容していたのであり⁷、そのなかで、天皇や皇室、宮中の権能や役割をめぐり、かなりの意見齟齬を生じていた。この意見齟齬は、結局のところ、戦後の象徴天皇制を「議会主義的君主制」のなかにどう位置づけていくのかという、細分化された君主制形態を想定したなかでの議論から浮上してきた問題といえよう。

つぎに、「君主制の歴史的・社会的機能」にも配慮する理由として、戦後の象徴天皇制が民衆に受け入れられていく社会的土壌を考慮せねばならず、その要因として、明治憲法を制定した伊藤博文の説く、「国家の機軸たる皇室」という民衆心理操作の手段と方策が、敗戦後も民衆のなかで残存し続けていたという政治思想面にとどまらず⁸、古代以来の天皇の持つ歴史的・社会的機能も戦後の民衆の心理作用に大きく影響していたと考えられるからである。明治憲法制定以降の「統治権の総攬者」時代は、長い天皇制の歴史において「特殊」だったのであり、本来の「象徴」天皇に回歸しただけという見解である。天皇の持つ伝統的な「象徴」機能を理解するためには、「君主制の歴史的・社会的機能」も視野に入れなくてはならない。

表1 象徴天皇制研究における新旧体制表現の比較表

著者	旧憲法体制	新憲法体制	新憲法下の天皇制の定義や国家形態の分類、「象徴」機能に関する説明
御厨貴	「帝国憲法」体制	「日本国憲法」体制下の象徴天皇制	統治システムの変遷を述べるなかで、天皇以外の国家機関の関係の変化を中心に論述されており、天皇の地位の変化に関する記述はなし。
川田稔	立憲制的君主制 議会制的君主制	象徴天皇制	「天皇不執政」以外、言及なし（341頁）。
後藤致人	立憲君主制（立憲主義的路線から「天皇親政」的色彩と振幅の差あり）	天皇不執政に基づく象徴天皇制と立憲君主制路線	国家形態の根本部分はいまい（209頁）。片山、芦田内閣が進めようとしたのは、日本国憲法で規定された「天皇不執政に基づく象徴天皇制路線」であり、吉田、佐藤内閣のように、天皇と内閣の関係を「君臣関係」と位置づける立憲君主制路線が存在（208～238頁）。
渡辺治	統治権総攬者としての天皇制	立憲君主的天皇像と象徴天皇本質論	立憲君主的天皇には政治的権能が必要。象徴天皇本質論は、新憲法の象徴天皇規定こそ、天皇制の不執政や平和主義といった伝統の姿を表明したもの（8～12頁）。
富永望	立憲君主制	議会主義的君主制、「象徴天皇（制）」	憲法改正に参画した日本の政治勢力がめざした形態は、レーベンシュタインの説く「議会主義的君主制」でほぼ一致。GHQは、さらに君主権力を弱体化させた「20世紀憲法」の感覚で天皇制をとらえていた（18～28頁）。

出典…御厨貴『『帝国』日本の解体と『民主』日本の形成』（中村政則ほか編『戦後日本占領と戦後改革2 占領と改革』岩波書店、1995年）、川田稔『立憲制的君主制から議会制的君主制へ』（伊藤之雄／川田稔編『環太平洋の国際秩序の模索と日本』山川出版社、1999年）、後藤致人『昭和天皇と近現代日本』（吉川弘文館、2003年）、渡辺治『戦後国民統合の変容と象徴天皇制』（歴史学研究会／日本史研究会編『日本史講座10』東京大学出版会、2005年）、富永望『象徴天皇制の形成と定着』（思文閣出版、2010年）。

川田氏はマックス・ウェーバーの『支配の諸類型』（創文社）、後藤氏は、今谷明の『象徴天皇の発見』（文春新書）、富永氏は、レーベンシュタイン『君主制』（みすず書房）をそれぞれ参照。

1. 国法学的国家形態論からみた象徴天皇制研究

表1は、新旧両憲法下の天皇制の政治構造上の変化について、代表的な実証研究をとりあげ、そのなかで使用されている語句をまとめたものである。表をみて、まず気づくことは、各研究者が明治憲法下の天皇制を「立憲君主制」と表現している点である。明治憲法下の天皇制を立憲君主制と認識する見方は、ドイツ国法学の国家形態分類（制限君主制、立憲君主制）に限らず、現在では一般に共有されつつあるといえよう⁹。対照的に、新憲法下の天皇制の規定について、研究者間でその定義や使用する用語が異なっている。また、新憲法下の天皇制がどの国家形態の君主制に分類さ

れるのかという点についても、「立憲君主制」から「共和制」、「議会主義的君主制」という表現で明確に定義されず、曖昧に位置づけられている。そのなかで、富永氏は、君主制と共和制の国家形態上の区分をより明確にしようという視角から、カール・レーベンシュタイン（Karl Loewenstein）の国家形態論を援用しつつ、旧憲法下の「立憲君主制」と新憲法下の「議会主義的君主制」の区別を明確に定義づけ¹⁰、その定着の過程を実証的に論じている。

いっぽうで、新憲法下の天皇制を表現する際、各研究者は天皇制の「象徴」機能について、類似した特質を指摘している。その「象徴」機能とは、前述した「君主制の歴史的・社会的考察」の視角であり、各研究者とも、この点に留意しながら象徴天皇制の特質を論じている。渡辺氏の「象徴天皇本質論」、後藤氏の「天皇不執政に基づく象徴天皇制」などは、古代以降の長い歴史のなかにおける天皇の不親政をその起源としている。

研究者の間でも確固とした位置づけがなされていない、新憲法下における君主制の国家形態上の分類について、榎原猛氏の区分が一つの拠り所となる。榎原氏は、イエリネックやレーベンシュタインの国家形態論で、「議会主義的君主制」と分類された君主制を、「法的表現形式に着眼して分類」し直して「国会主義的君主制」と表現し¹¹、これを君主国の「国会主義的立憲君主制」（「国会制的間接君主制」と「君主制の間接君主制」）、共和国の「共和国における君主制」に大別し、さらに「共和国における君主制」につき、「君主制の間接民主国」「君主参加国会制的間接民主国」「象徴君主保持国会制的間接民主国」の三つに細分化している¹²。

このような詳細な君主制類型を設定した榎原氏は、天皇制の形態変遷について、武家政権時代以降を「君主制の間接君主制」、明治維新から明治憲法制定までを「専制君主制」、明治憲法制定後を「君主主義的立憲君主制」、新憲法施行後を「象徴君主保持国会制的間接民主国〔制〕」と分類した¹³。榎原氏の象徴天皇制認識とは、国民主権を定めた日本国憲法上、共和国であるが、「国家の憲法構造の中に君主なる特定の機関」を有し、しかも、天皇は、「君主」資格のメルクマールである、独任制機関、世襲制、国民からの崇敬的感情の存在といった諸要素を満たしており、「広義の君主」国だと説く。しかしながら、天皇は政治的権能を有せず、国家意思形成にも参加しないため、「象徴君主保持国会制的間接民主国」という国家形態に分類されると主張する¹⁴。

榎原氏の君主制分類によると、敗戦直後の幣原喜重郎や吉田茂ら親英米派の面々をはじめ、当時の国家支配層の大部分が当初志向していたのは、1920年代の立憲政治、すなわち「国会主義的立憲君主制」であった。後述するように、昭和天皇もこの形態を志向していた。しかしながら、GHQ（GS）による新憲法案提示後、日本は君主国として、「国会主義的立憲君主制」を選択することは許されず、国家形態として、「共和国における君主制」路線をとるしかなかった。

象徴天皇が戦前の明治憲法で規定された「統治権の総攬者」、主権者たる地位から大きく転換したことは、法的視点からみれば明確であり、いわゆる「国体は変わったのか」という問いに対し、大半の法学者が「変わった」と主張する国体変更論の立場をとるのも当然である¹⁵。第1次吉田茂内閣において、憲法担当の國務相に就任した金森徳次郎の発言や著述から、国体の変化、不変とい

表2 榎原猛氏による君主制の国家形態分類

君主制 (主権者が1人)	専制君主制			
	制限君主制	等族議会君主制		
		立憲君主制	君主主義的立憲君主制	
				主権者の君主のもとで、立憲政体を採用。君主の権力は強大で、国会より君主が優位にたつ。
			国会主義的立憲君主制	君主制的間接君主制
	君主は名目上の主権者、国権の源泉だが、実際には行使しない、議院内閣制が確立。	主権者たる君主は、ある特定の一人に国権の発動を委任し、間接的に国権を発動する。		
		国会制の間接君主制	君主は国権の源泉の立場を維持しつつ、国会優位の原則や議院内閣制を憲法で明文化し、徹底。	
共和制 (主権者が2人以上)			君主制的間接民主制	
			君主は国権の行使を主権者たる国民の代表から認められている。	
			君主参加国会制の間接民主制	
			主たる国権の行使は議会など、国民の代表が行うが、君主は、なお法上、実質的に国家意思形成に参加できる。	
			象徴君主保持国会制の間接民主制	
			象徴君主は存在するが、実質的に国家意思形成に参加しない。日本のみが該当する類型。	

間接君主制...主権者たる君主が自ら国権を発動することなく、他の機関(国会)に委任している制度

間接民主制...君主が主権者たる国民から主たる国権の行使を委任された制度

「象徴君主保持国会制の間接民主制」とほぼ同義のものとして、下條芳明氏の「情報権的君主制」、佐藤功氏の「人民主権下の議会君主制」もあてはまる。

注記...榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』(有信堂、1969年)より作成。

った当時の意見相克の様子をうかがうことができる。

法学者でもある金森は、新憲法の主権所在規定から、法的に国体が変わったことを認めている¹⁶。いっぽうで、金森は、君主制を法的側面のみで規定せず、国民感情に基礎を置く社会現象の側面から、有名な「あこがれの中心としての天皇」という言葉を用い、「国体」の不変を主張していた¹⁷。金森は、日本国民の精神結合の中心たる天皇の存在する「国体」は不変であり、国家統治の主体が天皇から国民へと移行したことで、「政体」は変化したのだという論法により、国会答弁を乗り切った¹⁸。

1946年2月13日にGHQ草案を手交され、当時の幣原内閣がこれを受け入れた時点で、天皇の国政上の地位は、「統治権の総攬者」からの変化を余儀なくされた。しかしながら、GS局員らと折衝しつつ、新憲法における天皇条項の趣旨を理解していったのは、閣僚や内閣法制局局員ら一部の人間だけであり、当時の国家支配層は、概して旧来の国体観から脱却できず、新憲法案に反発する傾向にあった。

また、新憲法制定前後の時期において、明治憲法体制下の天皇の政治的権能を維持させようとする言動も依然として活発であり、「共和国における君主制」の「君主制的間接民主国」「君主参加国会制の間接民主国」「象徴君主保持国会制の間接民主国」の三類型のみならず、君主国形態の「国会主義的立憲君主制」「国会制の間接君主制」も天皇制のとるべき選択肢に含めたうえで、国内の議論は深化していった。このうち、「国会主義的立憲君主制」はイギリス王室との比較から、「国会制の間接君主制」は古代以降の天皇不親政の歴史のなかで、「君主制の間接君主制」を長期間にわたって継続してきた歴史の経験をもとに、国会のなかの天皇という思考の置き換えにより¹⁹、それぞれ採用の道を見いだそうとする論理であった。

ただし、上記の君主制形態のうち、実質的に占領初期の日本のとるべき選択肢は、「君主参加国会制の間接民主国」か「象徴君主保持国会制の間接民主国」の二つしかなく、より厳密に言えば、後者に限定されていたといえる。両形態の違いは、「君主が国家意思形成に参加する」ことを法的に認められているか否かであり、新憲法下の日本にあてはめると、天皇になお国政関与の道を開く政治的権能を与えるか否か、もしくは、国事行為の規定に、国政に関する行為を含めるか否かで判断が分かれてくる。

2. 「君主制の歴史的・社会的機能」からみた象徴天皇制論

戦後の天皇制処理の過程において、治者、被治者の双方が改めて天皇の持つ歴史的、社会的影響力を認識することになる。金森徳次郎のいう「あこがれの中心としての天皇」も、天皇制の歴史的・社会的機能をとらえた表現である²⁰。そして、この天皇の社会的影響力こそ、昭和天皇や宮内官僚らが天皇制存続のために依拠しようとし、GHQの警戒した点にほかならない。また、榎原氏の規定した「共和国における君主国」の、「君主制の間接民主国」「君主参加国会制の間接民主国」

「象徴君主保持国会制の間接民主国」の三類型は、君主の政治的権能の規定のあり方や程度の差から分類されたもので、君主のもつ歴史的・社会的機能については、共和制下でも、その影響力の存在を認めている。

君主制を社会心理学の視角から考察したイギリスのパーシー・ブラック（Percy Black）は、被治者による君主への「神秘的・精神的な性質への信頼」の心理を君主制の成立要因とみなして、「国民的誇りの理論」「感情的理論」「惰性的理論」などの視角を用いて説明し、同様に、レーベンシュタインも王朝の宗教性や血統の正統性といった「感情的理由づけ」の側面を君主制存続の要因としてあげている²¹。榎原氏や佐藤氏も両者の研究を紹介しながら、このような「君主制の歴史的・社会的考察」を、天皇制の説明に適当な考えであると指摘している²²。このうち、榎原氏は、氏による君主制分類のなかで、日本の君主制が君主制の間接政体（君主制の間接君主制）を多用してきた経緯につき、「特殊日本的政治形態であった」と論じ、天皇制が長期間にわたって存続してきた論拠としている²³。

また、象徴天皇制の制度上の定着過程と、1970年代のスウェーデン君主制を比較した下條芳明氏は、君主のもつ権能から特徴づけた形態概念として、「情報権的君主制」という語句を用い²⁴、象徴天皇制を以下のように定義している。

君主には一切の政治的権能の保持が認められていないにもかかわらず、象徴君主制の理念に基づき、立憲君主における「相談を受ける権能」が弱体化され、しかも洗練された結果、君主は、象徴としての職務を円滑に遂行する前提として、国政について報告を受ける権能を行使する²⁵。

下條氏は、現代国家元首論の視角を援用しながら、現代における国家元首のメルクマールとして、「国家・国民統合の象徴機能の担い手である」ことを指摘し、この場合、立憲君主制形態における政治的権能の保持は重要でなく、「社会心理上、天皇への敬意、憧れ、追憶といった国民感情」が存在することで、「天皇の国家元首性確保のための要件」を満たしていると主張する。そして、このような「象徴君主」は、国家・国民統合の象徴機能を果たすために必要な情報の収集を求める権利を有しており、この点をウォルター・バジヨット（Walter Bagehot）の説く、三つの権利うちの「相談を受ける権利」を弱体化させた「報告を受ける権利」から説明している²⁶。この「報告を受ける権利」は、まさしく戦後の象徴天皇制下の「内奏」にほかならず、下條氏は、「内奏」が慣行化されてきた戦後の歴史から、象徴天皇制も「情報権的君主制」に属するとみなしている²⁷。

同様に、後年の佐藤功氏も君主制の歴史的発展型として、絶対君主制、立憲君主制、議会君主制の次に、1970年代のスウェーデン、スペインの憲法で規定された「人民主権下の議会君主制」をあげ、その原型を日本国憲法下の「象徴天皇制」に求めている²⁸。

このように、おもに「君主の歴史的・社会的機能」の面から象徴天皇制と西欧君主制の共通点を重視した意見があるいっぽうで、「法」をめぐる君主の位地の相違など、国制上の支配形態から両者の相違点を強調し、「象徴天皇制が西欧的君主制に近づくのは容易なことではない」と指摘する声もある²⁹。

君主制の社会心理的影響力については、イギリス王室を例に、国王による福祉、社会問題、労働問題への関心が王室に対する国民の心理面に好影響をもたらしてきたと指摘されている³⁰。また、近代天皇制についても、第一次世界大戦後における国際的な君主制危機への対処という、現実的な政治課題の側面や、大衆社会における皇室と国民との関係という社会史的視角から、大正期以降の皇室による社会事業への積極的取り組みが紹介されてきた³¹。

すでに、近代天皇制の確立期において、時の権力者、識者らが天皇の「慈恵主体」たる側面を重視し、「国体概念を実態化する手段は慈恵救済にある」との認識のもと、「天皇と国民の間に精神的結束を図る」べく、積極的な社会事業に取り組んできた経緯を見逃してはならない³²。このような「慈恵主体」たる皇室の経験を戦後へ引き継いでいくことに、当事者の天皇や皇族、宮中は何のためらいもみせず、むしろ、率先して「慈恵」「仁慈」を施そうと発奮していた³³。というのも、戦前から皇室の「仁慈」は、「宮内省、内務省を中心とする、『宮中』、『府中』双方の政治的必要から生じたもの」が多く、「政治情勢との関係が深く影を落としてい」³⁴たからにはほかならない。

敗戦後の国体危機は、天皇制存続という至上命題を果たすべく、天皇や皇室の「仁慈」を施す絶好の環境にあったといえ、天皇や宮内官僚らもその事情を十分に認識していた。敗戦直後の1945年8月、天皇と皇后が軍人遺族、傷痍軍人らに金一封を下賜し、同10月には、設立された恩賜財団戦災援護会による引揚者への一時金が支給された。また、宮内省が管轄し、皇室によって担われた巡回診療活動も始められており、戦後の地方巡幸もこの脈絡からとらえることができる³⁵。

1946年1月、GHQ民間情報教育局（CIE）のケネス・ダイク（Kenneth Dyke）局長らから宮中側へ意見書が提出され、そのなかで食糧危機に対する日本国民の道徳心を喚起させようという意図のもと、地方巡幸を薦める内容が記されていた。CIEからの意見に、天皇は大いに賛同し、「地方巡幸のことは直ちに研究せよ」³⁶と、木下道雄侍従次長に命じている。天皇みずからが巡幸の意義を理解し、積極的に研究を命じていたのであり、実際、翌2月の神奈川県視察から戦後の地方巡幸がスタートする³⁷。

天皇周囲の側近者や政治家らも、「君主の歴史的・社会的機能」を重視し、象徴天皇の役割について言及していた。新憲法施行直前、吉田茂首相は岳父の牧野伸顕元内大臣に宛てた書簡のなかで、「新憲法実施後二於て天皇八政治面より一步退かるゝ事二相成、夫丈け内面二於ける御存在八一層拡大せられ御地位益々重大且微妙を加候」³⁸と記している。吉田は、明治憲法下の国家元首から「一步退」き、「内面二於ける御存在八一層拡大せられ」という表現で、国家・国民統合の象徴機能を担う天皇の役割の重要性を指摘している。

同じく、元宮内次官で新憲法制定時に枢密顧問官や臨時法制調査会委員として参画していた関屋貞三郎も、「将来皇室制度はことなることとなるが、日本の中心として皇室を奉戴することにはかはりなき為、皇室が対外、対内的に形を整へられること、又民間に対し義は君臣、情は父子と云つたやうな御行動は必要である」³⁹と述べ、憲法改正による皇室（君主）の役割の変化に言及しつつ、「義は君臣、情は父子」といった不変の歴史的・社会的機能を重視した行動に期待をこめていた。

新憲法下の象徴天皇という新たな君主の役割につき、昭和天皇をはじめ、側近者や政府上層部は、長い天皇制の歴史のなかで培われてきた「君主制の歴史的・社会的機能」の有意性を強く意識し、地方巡幸や社会事業への取り組みなど、積極的に応じていき⁴⁰、戦後の天皇、皇室観形成に大きな影響を与えていった。

3. 「象徴天皇」論をめぐる天皇・宮内官僚の思想と行動

ここまで、国法学的的方法論による君主制分類の視角と、「君主制の歴史的・社会的機能」の視角の両面から、象徴天皇制導入期の各論を先行研究に依拠しつつ整理してきた。本章では、さらに、実際の政治動向について、両視角に照らしながら考察していきたい。

GHQ草案の受け入れ後、戦後日本の君主制は共和制となり、憲法改正をめぐる次の焦点は、天皇の政治的権能の有無やその範囲をどう規定するかという点に移った。そもそも、天皇を支える宮内官僚らは、新憲法に対する認識として、消極的ながらも受容する意思を示し、そのなかで、天皇の希望する旧慣の維持など、できる範囲内での「修正」を試みようとしていた。

敗戦直後、宮内官僚の一人として皇室・宮中の法制改正に従事した高尾亮一は、後年、憲法調査会の委員会に参考人として招かれた際、「象徴としての天皇」をどのように認識していたのかという問いに、「はつきりした考えはなかつたといつていい」「象徴の意義をもつと分析して、それとあわせていくという余裕がなかつた」⁴¹と答えている。また、皇室制度改正への姿勢につき、皇室の伝統的な部分を残していかなばならないという思いを抱きつつ、「われわれはいよいよながら新憲法には従わなければならないというような強い嫌悪を示していたわけではございません」とも語っている。高尾の意見は、当時の天皇や宮内官僚らの意見を全面的に代弁しているとみなすことはできないものの⁴²、宮中サイドの新憲法観、象徴天皇観の概要を示しているといえよう。つまり、天皇や宮内官僚らは、新憲法制定という民主化の流れを基本的に受容しつつ、象徴天皇の役割を深く分析できないまま、制度面のみ形を整えていかざるを得なかったという事情のなかで、皇室の持つ「伝統的なもの」を重視し、新憲法との関係から「できるだけ両者を併存させながら守ろう」と努力していた。

高尾のいう「両者の併存」なる課題をめぐり、民主化の象徴である新憲法と、「伝統的なもの」の象徴である皇室の慣習をどう折り合わせていくかということは、当時の宮中や日本政府にとって、重要な問題であった。高尾ら宮内官僚と内閣法制局は、もっとも民主的なGHQと、もっとも保守的な天皇との間で、「両者の併存」としての象徴天皇制の在り方をめぐり、妥協点を探り合っていた⁴³。

また、国家支配層や有識者の間でも、天皇の地位や権能付与の程度について、議論が重ねられた。象徴天皇制下における天皇の政治的権能につき、マッカーサー三原則の「天皇の国家元首」規定を論拠に、「天皇制を修正し、天皇を儀礼的な元首とすることによって、国民主権のもとで立憲君主

制を樹立する」というGHQの覚書から、イギリス流立憲君主制下の君主権能と同等視する高柳賢三らの認識があるいっぽうで⁴⁴、この点を明確に否定する見解も存在する⁴⁵。象徴天皇とイギリス王室を同じ形態の君主制に分類しようという見解は、戦後当初から存在していた。イギリス流立憲君主制の特徴をとらえたパジョットの君主の三つの権利（大臣から相談を受ける権利、大臣を激励する権利、大臣に警告する権利）⁴⁶について、象徴天皇も同等の権利を保持できるという認識である。

憲法改正にともなう天皇の地位の問題につき、当初からイギリス流立憲君主制をモデルとすべきという意見は、閣僚や議会、識者ら多方面から唱えられていた⁴⁷。また、宮中でも日英君主制を比較し、イギリス王室の姿から象徴天皇制のとるべき方向を模索する動きもあった。金森徳次郎の回想によると、新憲法施行後、金森は元宮相の石渡荘太郎より「ロード・セシル〔ヒュー・セシル、Lord Hugh Cecil〕」の『保守主義』という著作を借りた際、同書の「君主は象徴である。日本の天皇も象徴である。ただ日本の天皇は象徴として全く雲上にあつた、英国ではそれはよろしくないという意味である」という箇所が朱線がひかれていたという⁴⁸。

セシルの著作『Conservatism』を熟読していたのが石渡だけだったのか、また、宮中でどう検討されたのか定かではないものの、本の内容は非常に示唆的である。石渡が朱線をひいた前後の箇所には、イギリス君主制は消極的な象徴という役割を演じることで強化されてきたが、たんに儀礼的な地位に墮してしまふと人々の忠誠を得られなくなり、没落していくだろう、よって、「積極的な君主制」として、「君主制は政治において公然と積極的な役割を演じなければならないという理念を受けいれさせるように世論を喚起することこそ、『保守主義』がとり上げるべき仕事である」⁴⁹と記されている。「君主は儀礼的な役割を演じるだけでは民衆の支持を得られなくなり没落するので、積極的な役割を演じなければならない」というセシルの主張は、まさに、戦後の昭和天皇、石渡宮相ら宮内官僚の象徴天皇像の拠りどころとなった理論ではなかつたらうか。天皇が戦後の国政関与を模索していくのも、セシルの主張によれば当然、君主の役割ということになる。

ただし、イギリス流立憲君主制のように、象徴天皇へ政治的権能を付与すべきか否かの点をめぐっては、少なくとも、GSは明確にこれを否定していた。天皇の権能である国事行為の規定を審議する場において、コートニー・ホイットニー（Courtney Whitney）局長やチャールズ・ケーディス（Charles L. Kades）次長以下のGS局員は、日本側の内閣法制局や終戦連絡中央事務局の折衝担当者らに対し、天皇の政治に関する権能を認めないよう厳しく要求していた⁵⁰。

ところが、天皇や宮内官僚は、GHQ草案を幣原内閣より内示された後も、明治憲法体制の枠組みを維持しようと考えており、とくに、「宮中・府中の別」を堅持すべく、政府側に具体的な要望を伝達していた。また、天皇の国事行為に関する規定についても、当初、天皇は「国務」に関する行為と認識しており、内閣の輔弼に基づく行為という、明治憲法第55条と同様にとらえていた⁵¹。

「宮中・府中の別」の堅持について、天皇は、宮内官僚の人事権を自身や宮中で把握しておくことを主張し、側近から政府側に伝えている⁵²。また、国事行為に関する認識について、天皇は、

「認証」を「承認」ととらえていたようで、「憲法改正草案要綱」(3月6日発表)第7条第5項の官吏の認証につき、自身の了承を求めよう主張していた⁵³。しかも、このような天皇の要望は、新憲法の日本案である「憲法改正草案要綱」や「帝国憲法改正草案」(4月17日発表)の公表後に政府筋へ伝達され、配慮を求めている⁵⁴。少なくとも、天皇や宮内官僚は、新憲法に規定された新しい君主像につき、その基本的地位や有すべき権能など、GHQや日本政府の求める「象徴天皇」を無条件に受け入れようとはせず、その修正を訴えていた。

また、天皇の政治的権能をめぐる問題で重要なのは、昭和天皇自身、日本国憲法施行後も政治的権能の保持とその行使を君主の権利として自覚し、国政関与への方途を探り続けていた事実である⁵⁵。なかでも、「内奏」という、極めて政治的色彩を帯びた行為につき、天皇は、新憲法施行後も首相や外相など主要閣僚に対して、時折の政務報告を求めている⁵⁶。「内奏」は、バジヨットのいう「大臣から相談を受ける権利」にあたる。天皇が、政務や宮務の情報伝達役、意見調整役として内大臣の役割を重視し、内大臣府の廃止後も何とかその職務を代行する機関、人物の設置を求めているのも⁵⁷、立憲君主として国政に携わることを前提としていたからにはほかならない。

さらに、昭和天皇は、主要閣僚(おもに首相、外相)への「内奏」要求にとどまらず、バジヨットのあとの二つの権利(激励、警告)をも行使していた。とくに顕著なのは、敗戦後の日本の安全保障問題や外交方針に関する聖意の表明と伝達である。天皇は、外相たる芦田均や重光葵へ対ソ警戒やアメリカとの外交親善、米軍駐留の希望など、旧来の国家元首時代となんら変わりなく、国務大臣に自身の安保論や外交論といった政治意思を伝達していた⁵⁸。国内の大臣にとどまらず、天皇は、占領期日本の政治構造において、実質的な「統治」権者であったGHQ(マッカーサー)やアメリカ政府へ、自身の安保論(いわゆる「天皇メッセージ」をはじめ)を伝えることすらあった⁵⁹。

戦後、天皇自身が政治的権能の保持を自覚していたことを示す資料として、1973年の増原恵吉防衛庁長官辞任の一件時に、天皇が入江相政侍従長へ語った、「もうはりぼてにでもならなければ」⁶⁰という発言をあげておく。象徴天皇は、まさしく「はりぼて」の君主として、政治的権能を有せず、「内閣の助言と承認を必要」とする国事行為や「公的行為」を実行するだけの存在だという根本的な認識につき、天皇自身のなかで、少なくとも増原事件まで十分に理解できていなかったことを示している⁶¹。

君主の権能に関する天皇の自覚について、天皇は、戦前の帝王学の一環として欧米各国の憲法を学んでおり、「独乙憲法の由来及同国に興りし『ボルン』〔ボルンハック、Konrad Bornhak〕の天皇主権説、『エレクリツク』〔イエリネック〕の国家主権説」にも精通していた⁶²。同時に、天皇は、「日本天皇は政治の外、文芸其他国民生活万般の中心に」あること、「欧州其他の君主を目して、政治のこののみと云ふは当らず、現に英国皇帝の如きは文化の方面にも大に努力せられ」ていることにも言及している⁶³。

戦前期、すでに天皇はボルンハックやイエリネックらのドイツ国法学をはじめ、イギリス流立憲君主制のしくみなども理解し、君主権の制限に関する知識も持ち合わせていたといえる。また、

「君主の歴史的、社会的機能」、いわゆる「儀礼・社交君主」の側面についても⁶⁴、歴代天皇の姿やイギリス王室を例にあげながら、その役割の重要性を指摘している。

天皇の憲法学への精通度、「儀礼・社交君主」への理解を勘案するなら、新憲法制定後における天皇の国政関与への姿勢は、君主権の根本的な変革を理解したうえで言動であったといわざるをえない。そして、古代以来、歴代天皇の果たしてきた「歴史的・社会的機能」の側面、近代以降のイギリス王室も同様の役割を担っていることを指摘している点から、「儀礼・社交君主」の側面を重視していこうという気概もうかがえる。総じていえば、天皇は、新憲法制定後における君主の役割の模範をイギリス流立憲君主制に求めていたように思われる。

実際、天皇は、敗戦直後の『ニューヨーク・タイムズ』特派員との会見時に、「英国のような立憲君主国がよいと思う。立憲の手続きを通じて表明された国民の総意に従い」⁶⁵と、イギリス流立憲君主制を理想とする思いを語っていた。また、天皇は増原事件の「はりぼて」発言の直後、当時の入江侍従長と「英国首相は毎週一回クーンに拝謁するとかいふことを仰せ。お上も予も、とにかく何とかして閣僚が御前に出られるやうに考へよう」⁶⁶と協議しており、イギリスにおける大臣の政務報告を比較にしながら、「内奏」を君主の政治的権能として認識していた様子がうかがえる。

天皇のめざすイギリス流立憲君主制は、憲法学者の分類する国家形態論を意図的に「無視」している。戦後における昭和天皇の言動からは、「象徴天皇」として、すなわち、榎原氏の規定する「象徴君主保持国会制的間接民主国」の君主として、国政関与を抑制していくという覚悟が感じられず、戦前期に比すれば控えめながらも、バジヨットの説く三つの権利を有したイギリス流立憲君主制、「国会主義的立憲君主」として振る舞おうとしていたようにみえる⁶⁷。天皇は、戦後も「統治権の総攬者」だった時代の自覚のもと⁶⁸、意図的に政治的権能を発動していたといえよう。

天皇は、イェリネックの国法学をはじめ、憲法学や国法学に精通しており、国家形態論の主権所在規定から明確に分類される、君主制と共和制の区別を認識したうえで、新憲法下の共和制形態と君主権能の制限という制度上の規定を「無視」し、君主の政治的権能に関する部分のみ、イギリス流にバジヨットの三つの権利を保持していこうと考えていたのではないだろうか⁶⁹。そう理解しなければ、天皇による吉田茂、芦田均、重光葵、佐藤栄作ら戦後の主要閣僚に対する「内奏」要求、政治的意思の伝達と政策への反映の期待といった言動、そして、「はりぼて」発言を論理的に説明することはできない。

おわりに

先行研究において、象徴天皇制下の政治形態を統一的に表現する用語が使用されてこなかった背景には、個別実証主義による研究成果の横溢といったアカデミズム上の問題というより、制度としての象徴天皇制の君主制形態と、実際の天皇の言動とが合致しないという、戦後の天皇制の実態に問題があった。制度上の天皇制と実態の天皇制とが乖離した状況下、象徴天皇制研究では、国法

学的国家形態論上、明らかに異なる両者を、「議会主義的君主制」、「象徴天皇制」と、曖昧に表現してきたように見える。逆説的だが、そう表現するしかなかったともいえる⁷⁰。象徴天皇制の制度上の形態は、榎原氏の君主制分類によると、「象徴君主保持国会制的間接民主国」になるのだが、昭和天皇の志向した象徴天皇像とは、主権所在規定を「無視」したうえでのイギリス流「国会主義的立憲君主制」であったといえよう。

戦後、昭和天皇は、歴代天皇や立憲君主制下のイギリス王室も果たしてきた「君主の歴史的・社会的機能」の側面、すなわち、国家・国民統合の象徴たる「儀礼・社交君主」としての役割を重視していく。「儀礼・社交君主」は、主権の所在によって区別される国法学的国家形態とは関係なく、君主制、共和制下のいずれの君主にも適用されるため、昭和天皇や戦後の宮内官僚らは、国家・国民統合の象徴としての役割を果たすべく、地方巡幸をはじめ、積極的に民衆との接近、交流をはかっていった⁷¹。

いっぽうで、昭和天皇は、日本国憲法の施行以降も主要閣僚への「内奏」要求や、自身の政治意思の伝達など、戦前の「立憲君主」時代の政治的権能を引き続き行使していた。しかも、天皇は、憲法学や国法学に無知なため、このような行動をとったのではなく、戦前の帝王学や即位後の進講を通じてこれらの学問に精通しており、日本国憲法の国民主権という前提も理解したうえで、確信犯的に国政関与への道を探り続けていた。

戦後日本における天皇の言動の実態に照らしてみれば、榎原氏の規定する、君主が国家意思形成に参加しない「象徴君主保持国会制的間接民主国」の実現は、平成の世、現天皇の即位以降によく「確立」したといえるであろう⁷²。

<注>

- ¹ この種の議論について、「憲法調査会第三委員会第六回会議事録」1959年9月17日（『憲法調査会第三委員会第一回～第十回会議事録』国立公文書館デジタルアーカイブ、本館：2A-038-08・憲00035100）の佐藤功委員の発言を参照。
- ² 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』（有信堂、1969年）6頁。同様の指摘として、佐藤功『君主制の研究』（日本評論社、1957年）序章参照。
- ³ 憲法調査会の委員だった政治学者の神川彦松氏も、天皇の地位につき、「法制上の観念と、政治上、社会上の観念〔中略〕そういう二つの面をはつきり分けて追求するほかはない」と語っている（『憲法調査会第三委員会第四回会議事録』1959年6月3日、23頁、前掲『憲法調査会第三委員会第一回～第十回会議事録』）。
- ⁴ 前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』9頁。
- ⁵ 前掲佐藤『君主制の研究』35頁。この方法論は、社会学、社会心理学のような視角も包含し、「君主制の社会心理的考察」を試みるものである（同書、第一章第二節、第三章第一節）。
- ⁶ 「議会主義的君主制」の定義や特徴については、G.イェリネク著／芦部信喜ほか訳『一般国家学』（学陽書房、1974年）560-566頁、カール・レーヴェンシュタイン著／秋元律郎、佐藤慶幸訳『君主制』（みすず書房、1957年）45～77頁参照。なお、本稿では、ドイツ国法学の理論的な概説につき、具体的に引用書や該当頁を掲載している箇所以外は、注記する先行研究の記述に拠っていることを断っておく。
- ⁷ 富永望『象徴天皇制の形成と定着』（思文閣出版、2010年）25-26頁参照。
- ⁸ この点、政治思想史の研究が参考となる。嘉戸一将『『忠君』と『愛国』』（鈴木徳男・嘉戸一将編『明治国家の精神的探究』以文社、2008年）のほか、「顕教・密教」論で近代天皇制の解釈システムを表現した、久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』（岩波新書、1956年）131-133頁を参照。また、敗戦後も民衆の内面に影響を及ぼし続けた天皇制イデオロギーについて、安田常雄『象徴天皇制と国民意識』（中村政則編『占領と戦後改革』吉川弘文館、1994年）144-145頁、川島高峰『敗戦』（読売新聞社、1998年）250頁、ジョン・ダワー著／三浦陽一ほか訳『増補版 敗北を抱きしめて』下（岩波書店、

2004年) 80-81頁など参照。

- ⁹ 江口圭一『日本帝国主義研究』(青木書店、1998年)第二章の「天皇制立憲主義論」、村井良太「昭和天皇と政党内閣制」(日本政治学会編『年報政治学2004』岩浪書店、2005年)など。
- ¹⁰ 前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』序章参照。
- ¹¹ 前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』56頁。
- ¹² 榎原氏による君主制の各類型やその定義については、本文中の表2にまとめておいた。
- ¹³ 前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』第三編第一〇章。
- ¹⁴ 同前、70頁、632-639頁。
- ¹⁵ 同前、634頁。国体変更論を首肯する憲法学者について、佐々木惣一がその典型例であろう。佐々木は、GHQ案を手交される以前、近衛文麿らと内大臣府による憲法改正作業に当たり、明治憲法と大差のない憲法改正案を作成し、天皇に進講していた。しかしながら、日本国憲法の認識としては、明確に国体変更を肯定し、「天皇は統治権の総攬者ではなくつた。従って国体は変更したのである」(佐々木惣一『改訂日本国憲法論』有斐閣、1952年、156頁)という憲法観を主張している。佐々木も参画した内大臣府による憲法改正作業については、前掲佐々木『改訂日本国憲法論』97-101頁、古閑彰一『新憲法の誕生』(中公文庫、1995年) 章参照。
- ¹⁶ 金森徳次郎著/鈴木正編解説『憲法を愛していますか』(農山漁村文化協会、1997年)27頁、153頁。
- ¹⁷ 同前、106-110頁、154-156頁。
- ¹⁸ ただし、金森は戦前に著した著書のなかで、「天皇が統治権の総攬者であることが国体の本質である」といった国体論を展開し、この主張との関係から「変節」を指摘される。そのことにつき、金森は、当時の国家体制を不変なものとして解釈していたのであり、また、人間の思想は常に進歩するもので、学説の変化も非難されるにあたらぬと弁解している(同前、89-91頁)。戦前における金森の国体論の解釈について、金森徳次郎『帝国憲法要綱』訂正版(巖松堂書店、1934年)10-12頁、79-87頁参照。
- ¹⁹ 古代以降の天皇制の「不親政」の歴史と象徴天皇制の関係を検証した代表的研究として、石井良助『天皇』(山川出版社、1982年)第七編を参照。
- ²⁰ 奥平康弘『日本国憲法と『内なる天皇制』』(『世界』第523号、1989年1月)も、同様の視角から、「文化現象としての天皇崇拝を指す」国体概念として、「うちなる天皇制」と名づけ、戦後も残存してきた経緯を論じている(118-123頁)。
- ²¹ 各理論の詳細については、前掲佐藤『君主制の研究』316-329頁参照。
- ²² 前掲佐藤『君主制の研究』第三章第一節、前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』642-643頁。
- ²³ 前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』643頁。
- ²⁴ 下條芳明『象徴君主制憲法の20世紀の展開』(東信堂、2005年)144-148頁。
- ²⁵ 同前、146頁。
- ²⁶ 同前、第二部第四章の内容から必要部分を引用した。ただし、「報告を受ける権利」について、下條氏もレーヴェンシュタイン『君主制』から引用している(同前144-145頁)。
- ²⁷ 同前、146-148頁。しかしながら、後述するように、日本国憲法制定当時における天皇の「内奏」要求は、下條氏のいう「国家・国民統合の象徴機能」を意味する国事行為や公的行為に関する事象にとどまらず、戦後日本の外交、安保問題という国政への関与にほかならなかつたのであり、また、今日の象徴天皇制やスウェーデン憲法下の君主制という現在の君主制形態をもとに歴史を遡及的に解釈し、象徴天皇制の施行時点から「情報権的君主制」が確立していたかのように規定するのは、やや問題があるように思われる。
- ²⁸ 「座談会 象徴天皇制の42年と今後の課題」(『ジュリスト』第933号、1989年5月)における佐藤功氏の発言(11-12頁)。
- ²⁹ 水林彪『天皇制史論』(岩波書店、2006年)311-315頁。
- ³⁰ 前掲佐藤『君主制の研究』で、ラスキ(Harold Joseph Laski)の研究を引用しながら、エドワード7世以降のこのような傾向を紹介している(123頁)。また、赤澤計眞氏は、敗戦後に「破綻の危機に瀕した」天皇制について、イギリス王室の「王室と国民との関係、すなわち、王制の「心理的・感覚的な国民統合の役割」を範例とし、存続の拠りどころとしていたと述べている(赤澤計眞『君主制国家論の歴史的系譜』近代文藝社、1992年、207頁)。
- ³¹ 鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』(校倉書房、1986年)177-196頁、同『国民国家と天皇制』(校倉書房、2000年)第八章、梶田明宏『昭和天皇像』の形成』(鳥海靖ほか編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、2005年、第11章)、河西秀哉『天皇制と現代化』(『日本史研究』第582号、2011年2月)第一章など。
- ³² 遠藤興一『天皇制慈恵主義の成立』(学文社、2010年)第一章参照。また、皇室や宮中による社会事業への取り組みについて、拙著『昭和戦前期の宮中勢力と政治』(吉川弘文館、2009年)第五章、拙稿「宮中勢力による社会経済問題への対応」(粟屋憲太郎編『近現代日本の戦争と平和』現代史料出版、2011年、第二章)参照。
- ³³ 前掲遠藤『天皇制慈恵主義の成立』第三章参照。
- ³⁴ 同前、20頁。
- ³⁵ 同前、166-168頁、175頁、187-188頁。
- ³⁶ 木下道雄『側近日誌』(文藝春秋、1990年)1946年1月13日条。
- ³⁷ 坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』(山川出版社、1989年)参照。
- ³⁸ 吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』(中央公論社、1994年)牧野伸顕宛吉田茂書簡、〔1947年〕3月24日付、674頁。
- ³⁹ 『憲法改正草案・枢密院審査委員会審査記録(3)』(国立公文書館デジタルアーカイブ、本館-2A-040-00・資00184100)内の憲法改正草案審議第八日(1946年5月15日)議事録における関屋の発言。
- ⁴⁰ ただし、GHQと接触頻度の高い政府首脳や関係者らと天皇、宮内官僚との間には、巡幸の是非や時期をめぐる見解の相違も生じていた。
- ⁴¹ 『憲法調査会第三委員会第三回会議事録』1959年5月20日(前掲『憲法調査会第三委員会第一回～第十回会議事録』国立公文書館デジタルアーカイブ)。なお、本文の同段落中の引用箇所は、すべて同議事録33-36頁より引用。

- ⁴² 当時、侍従として天皇に仕えていた入江相政は、新憲法施行日の日記に、「こんなつまらぬ憲法」と記しており、新憲法観をめぐって相克する宮内官僚の様子をうかがわせる（入江為年監修／朝日新聞社編『入江相政日記』第2巻、朝日新聞社、1990年、1947年5月3日条）。
- ⁴³ 拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応」（『アジア太平洋研究』第36号、2012年刊行予定）参照。
- ⁴⁴ 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程』解説（有斐閣、1972年）117-120頁、131頁。高柳は、憲法調査会委員会の席上、天皇の国政に関する権能につき、「だいたいイギリスのキングとたいしてちがいないのだ」と発言している（前掲『憲法調査会第三委員会第六回会議議事録』1959年9月17日、34頁）。
- ⁴⁵ 前掲榎原『君主制の比較憲法学的研究』第三編第一〇章第四節、中村政則『象徴天皇制への道』（岩波新書、1989年）183-184頁。
- ⁴⁶ ウォルター・バジヨット著／小松春雄訳「イギリス憲政論」（辻清明編『世界の名著60』中央公論社、1970年）123-124頁。
- ⁴⁷ 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一巻（有斐閣、1962年）426-430頁、前掲『座談会 象徴天皇制の42年と今後の課題』参照。
- ⁴⁸ 前掲金森『憲法を愛していますか』172頁。金森が石渡より借用した本は、Lord Hugh Cecil, Conservatism, 1912, Home University Libraryであろう。邦訳版のヒュー・セシル著／柴田卓弘訳『保守主義とは何か』（早稲田大学出版部、1979年）の該当箇所には、「イギリスの君主制は、日本のミカドの地位をも凌ぐ運命に遭遇するかもしれない。ミカドはなにもしてはならないほど神聖な人間と見なされる慣わしとなっていた。日本では、天皇の権威はあげて他人の手にうつった。しかし、イギリスでは、われわれは長い間にもしないミカドを拜すべきではない」（同書188頁）と記されている。
- ⁴⁹ 前掲セシル『保守主義とは何か』186-189頁の要約。カッコの引用箇所は188頁。
- ⁵⁰ この問題に関して、GSの姿勢を示す資料や研究書も豊富なので、ここでは、内閣法制局首脳としてGHQ側と折衝にあたった、前掲佐藤『日本国憲法成立史』第四巻（有斐閣、1994年）、入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（第一法規出版、1976年）をあげるにとどめる。
- ⁵¹ 1946年3月6日の幣原内閣による「憲法改正草案要綱」の公表後、宮内省から政府へ質問事項を提示しており、そのなかで、「天皇の国務に関する行為は内閣がその責めに任ずるとはなっているが、国務以外の行為の輔弼責任は宮内大臣が負うものであるか」という件も照会している（前掲入江『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』462-463頁）。
- ⁵² 『側近日誌』1946年4月16日、17日条。
- ⁵³ 同前。ただし、ここで「陛下の御同意を要する」官吏とは、宮内官僚に限定されている。
- ⁵⁴ 宮内官僚の人事権に関するその後の経過について、前掲拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応」参照。
- ⁵⁵ 横田耕一『憲法と天皇制』（岩波新書、1990年）49頁、松尾尊発『日本の歴史21 国際国家への出発』（集英社、1993年）108-109頁、前掲渡辺『戦後国民統合の変容と象徴天皇制』7頁参照。
- ⁵⁶ 戦後の「内奏」をめぐる研究として、前掲後藤『昭和天皇と近現代日本』第3部第三、四章、同『内奏』（中公新書、2010年）第5章～終章、前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』42-50頁参照。
- ⁵⁷ 『側近日誌』1945年11月30日条、同書に所収の関係文書219頁など。
- ⁵⁸ 芦田、重光らの内奏と聖意の伝達について、升味準之助『昭和天皇とその時代』（山川出版社、1998年）第四、五章、五十嵐暁郎『象徴天皇と政権党』（五十嵐暁郎編『象徴天皇の現在』世織書房、2008年に所収）、前掲後藤『内奏』第5、6章、古川隆久『昭和天皇』（中公新書、2011年）第五章ほか参照。
- ⁵⁹ 豊下楯彦『昭和天皇・マッカーサー会見』（岩波現代文庫、2008年）第三、四章、吉次公介『戦後日米関係と『天皇家外交』（前掲五十嵐編『象徴天皇の現在』に所収）、青木富貴子『昭和天皇とワシントンをつなぐ男』（新潮社、2011年）第四、六、九章、伊藤之雄『昭和天皇伝』（文藝春秋、2011年）第三部など参照。
- 当然ながら、内奏や聖意の政治的影響力の程度をめぐり、研究者間で解釈の相違が生じてくる。古川氏が、天皇の政治意思につき、「新憲法下の昭和天皇の発言に強制力はなかった」（同書355頁）と、政局への影響力を限定的にとらえるのに対し、豊下氏、五十嵐氏、伊藤氏の研究では、程度の差こそあれ、天皇の政治意思が現実の政局に影響を及ぼしていたという立場をとり、その積極的意義を指摘している。
- ⁶⁰ 『入江相政日記』第五巻、1973年5月29日条。増原事件については、前掲升味『昭和天皇とその時代』326-330頁、前掲古川『昭和天皇』356-357頁参照。
- ⁶¹ 前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』（228-229頁）でも、「はりばて」発言を引用しながら、ほぼ同様の指摘をしている。なお、「公的行為」の是非や範囲をめぐる議論は、ここでは省略し、前掲下條『象徴君主制憲法の20世紀的展開』第二部第五、第六章、中村睦男『国事行為ないし天皇の公的行為』（前掲『ジュリスト』第933号に所収）を参考文献としてあげるにとどめる。
- ⁶² 前掲古川『昭和天皇』196-197頁。引用資料の原典は、本庄繁『本庄日記』（原書房、1989年）1935年4月27日条。
- ⁶³ 同前。
- ⁶⁴ 「儀礼君主」、「社交君主」の定義については、佐々木隆爾『現代天皇制の起源と機能』（昭和出版、1990年）165-187頁参照。佐々木氏は、「儀礼君主」と「社交君主」を区別しているが、本稿では両者を広義にとらえ、同一のカテゴリーとして認識する。
- また、今回、本稿脱稿後に刊行された、安田浩『近代天皇制国家の歴史的位置』（大月書店、2011年）の研究内容を十分検討することはできなかったが、同書でも象徴天皇制を「儀礼君主」と規定しながら論述している。
- ⁶⁵ 高橋紘／鈴木邦彦『陛下、お尋ね申し上げます』（徳間書店、1982年）6頁。天皇のイギリス流立憲君主制への志向の原点は、皇太子時代の訪欧旅行にあった。最初に訪問したイギリスにおいて、皇太子裕仁はジョージ5世との会見のほか、イギリス国史の権威であったタンナーから「英国王室とその国民との関係」について講義を受けている。タンナーの講義では、イギリスにおける君主権の制限や「英国の国王は時には内外の政策を適当に調節緩和するに与って力がある」ことなどを学んだ（波多野勝『裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記』草思社、1998年、97-98頁）。君塚隆『ジョージ5世』（日経プレミアシリーズ、2011年）210-211頁、前掲伊藤『昭和天皇伝』103-106頁も参照。

⁶⁶ 『入江相政日記』第五巻、1973年6月1日条。

⁶⁷ この点、多少の差異はあれ、近年の昭和天皇研究、象徴天皇制研究でも同様に指摘されている。前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』228-229頁、前掲古川『昭和天皇』357-360頁、前掲伊藤『昭和天皇伝』第一三章など。実際、戦後のイギリス王室（エリザベス女王）の立憲君主としての姿は、まさに昭和天皇の実態と類似した面が少なくない。大臣からの政務報告と自身の政治意思の表明、君主の政治的影響力の行使、それを裏づける在位の長さ按比例した政治経験の豊富さなどである。この点、ヴァーノン・ボグダナー著／小室輝久ほか訳『英国の立憲君主制』（木鐸社、2003年）80-86頁参照。

⁶⁸ ここで想起されるのは、村井良太氏の論ずる「立憲君主論」である。村井氏は、戦前期に天皇や牧野内大臣らの志向していた立憲君主制につき、元老西園寺公望の理想とする「君臨すれども統治せず」の「全権委任型の立憲君主」と異なり、時に議会政治の調停者として積極的な役割を果たす「政党政治を補完する立憲君主」であったと説いている（前掲村井『昭和天皇と政党内閣制』164-166頁）。このような戦前、戦中期の認識が、戦後も天皇のなかで残存していたように思われる。

⁶⁹ このような君主制の認識は、昭和天皇にとどまらず、前出の高柳賢三ら当時の知識人層にも広まっていた（前掲高柳ほか編『日本国憲法制定の過程』、131-132頁参照）。ただし、高柳は、「天皇に調整的機能を与えるため」の改憲には、「天皇の象徴的価値を失わしめる危険を伴うから」という理由で反対していた（高柳賢三『憲法に関する逐条意見書』『ジュリスト』第289号、1964年1月、34頁）。

なお、天皇や宮内官僚がイギリス王室のことを研究していた理由について、国家形態や君主の権能といった国制上の問題のほか、昭和天皇の退位問題を検討するため、「王冠を賭けた恋」で知られる、1936年のエドワード8世の退位問題を調査していたことにも留意すべきである。この点につき、加藤恭子『田島道治』（TBSブリタニカ、2002年）214頁参照。

⁷⁰ この点、前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』が参考となる。富永氏は、同書で戦後における天皇制の推移を紹介しながら、象徴天皇制が「君主制支持者と共和制支持者が各々勝手に解釈しうる曖昧な制度として定着した」（同書214頁）と論じている。

⁷¹ 戦後の地方巡幸による民衆の歓迎と、象徴天皇制定着への寄与の面について、吉見義明「占領期日本の民衆意識」（『思想』第811号、1992年1月）、前掲安田「象徴天皇制と国民意識」、前掲ジョン・ダワー『増補版 敗北を抱きしめて』下、77-88頁、河西秀哉『「象徴天皇」の戦後史』（講談社、2010年）第二章、など参照。

⁷² 佐藤功氏も、自身の説く「人民主権下の議会君主制」のスタートを平成の新天皇以降に定めている（前掲「座談会 象徴天皇制の42年と今後の課題」26頁）。